

## 障がい福祉人材確保奨学金補助金に係るQ & A

|      |  |  |
|------|--|--|
| No.1 | 市内の対象事業所で勤務しているが、正職員ではなく、期限付き雇用となっている。補助金の対象となるか。                          | 期限付きの雇用形態であっても、事業所に契約更新の予定または更新の制度があり、また申請者本人も5年以上継続して勤務する予定であれば対象となる。   |
| No.2 | 社会福祉士の資格を持っているが、事業所では現在、生活支援員として勤務している。対象となるか。                             | 対象事業所において、資格に基づく業務が児童の生活指導に関する業務、障がい者の生活支援、職業指導、地域移行支援、就労支援若しくは就労定着支援に関する業務のいずれかに従事している場合に対象となるため、対象となる。   |
| No.3 | 介護福祉士の資格を持っているが、現在は事業所で事務員として勤務している。対象となるか。                                | 対象となる資格を持っていても、資格に基づく業務または児童の生活指導に関する業務、障がい者の生活支援、職業指導、地域移行支援、就労支援若しくは就労定着支援に関する業務に従事していないので、対象外となる。   |
| No.4 | 資格を持っていないが、事業所では現在、生活支援員として勤務している。対象となるか。                                  | 資格を持っていないので、対象外となる。  |
| No.5 | 月 8,000 円の返還という約束で現在奨学金を返還しているが、今年度残額 320,000 円を一括して返還することにした。補助金はいくらとなるか。 | 原則、繰上償還は対象外とする。ただし、補助年度に返還すべき奨学金が繰上償還額に含まれる場合は、補助年度に支払いすべき返還額は補助の対象とする。<br>例)：繰上償還額 320,000 円 (内訳：①補助年度分 4～3 月分 96,000 円＋②補助年度の翌年度分 224,000 円) の場合は、①の補助年度に返還すべき 96,000 円を対象とする。 |
| No.6 | 市内の事業所に勤務していたが、今月の人事異動で市内の別の事業所へ変わった。補助金の辞退に該当するか。                         | 同じ法人内での異動であり、次の事業所も一関市内にある場合は辞退に該当しない。   |
| No.7 | 市内の事業所に勤務していたが、同じ法人の市外の事業所に異動することが決まった。補助金の辞退に該当するか。                       | 対象事業所は一関市内にあるものに限るため、辞退に該当する。  |